

## 大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会 公開規定

### (目的)

第1条 本規定は、「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」（以下「協議会」という）規約第6条に基づき、協議会の公開を定めるものである。

### (協議会の公開)

第2条 協議会は原則公開とする。ただし、特別の事情により協議会が必要と認めるときは、この限りではない。

### (協議会開催の周知)

第3条 協議会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに出雲河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

### (協議会の傍聴)

第4条 協議会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

### (資料の配付)

第5条 協議会の配付資料は、絶滅危惧種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、協議会の場で傍聴人にも配付する。

### (資料等の公開)

第6条 協議会の配付資料は、絶滅危惧種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は協議会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、HPにて公表する。

### (雑則)

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則) 本規定は、平成22年 7月26日より適用する。